

第201800326335号
平成31年3月18日

鳥取県建設工事入札参加資格を有する各社代表者 様

鳥取県県土整備部長
(公 印 省 略)

就労環境改善による担い手の確保・育成に向けた取組について（通知）

建設業は若年入職者の減少と就業者の高齢化が続いており、建設業が将来にわたり地域の安全・安心を支える産業・雇用の場であるためには、担い手の確保・育成が喫緊の課題となっています。このため、県では就労環境の改善による建設技術者、技能労働者の確保・育成に向けて、公共工事設計労務単価の引上げ（別添「公共工事設計労務単価（主要10職種）変動率」参照）、適正な予定価格の積算、入札制度の改善、下請契約の適正化、建設産業担い手育成支援等を行っています。

こうした取組を建設業の担い手確保・育成に結実させるためには、建設業を営む皆様と協働した取組が欠かせないと考えています。

については、公共工事設計労務単価の引上げが確実に技能労働者等の賃金引上げにつながり、就労環境の改善等を通じて若年者や女性の建設業への入職が促進されるよう、別添「建設業を営む皆様へ（お願い）」について積極的な対応をよろしく願います。

なお、平成31年度においても、別添「平成31年度鳥取県県土整備部補助事業～建設関係企業の担い手確保・育成の取組を応援します！」記載の補助事業を実施することとしています。担い手確保・育成の取組においては、当該補助事業の活用について御検討ください。

（担当者：県土総務課建設業・入札制度室 長谷川 電話：0857-26-7454）

建設業を営む皆様へ（お願い）

～就労環境改善による担い手の確保・育成に向けて～

県では、就労環境の改善による建設技術者・技能労働者の確保・育成に向けて、設計労務単価の引上げ、適正な予定価格の積算、入札制度の改善、鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針に基づく下請契約の適正化・適切な賃金水準の確保等、及び建設産業担い手育成支援等を行っています。建設業を営む皆様には、協働した取組の推進をお願いします。

1 技能労働者へ適切な水準の賃金の支払いを行ってください

- ◆公共工事設計労務単価（以下「労務単価」という。）は、平成31年3月に約 %引き上げられます。この引上げを技能労働者の処遇改善につなげるため、自社で使用する技能労働者の賃金について、労務単価を考慮した水準への引上げに御協力ください。
- ◆3月1日以降に契約を締結する工事のうち、引上げ前の労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、引上げ後の労務単価への変更協議の請求ができることとしています。変更を行った場合には、当該工事に係る元請・下請間の請負契約金額の見直しや賃金水準引上げ等について適切に対応してください。
- ◆前金払制度を積極的に活用し、賃金の支払遅延等による就労環境悪化を防止してください。

2 法定福利費の適切な支払いと社会保険等への加入の徹底を行ってください

- ◆労務単価には技能労働者の本人負担分の法定福利費が含まれているほか、予定価格の現場管理費に事業主負担分が含まれています。別添資料「公共工事設計労務単価と法定福利費」を参考に、法定福利費を含んだ下請契約の締結や自社労働者の社会保険等加入の徹底に努めてください。
- ◆必要な法定福利費（事業主負担分）の確保に当たっては、法定福利費を内訳明示した標準見積書を活用してください。
 - ※標準見積書の活用に向けて、元請業者は、書面による見積依頼の際、下請業者に対して標準見積書による提出を求め、提出された場合はこれを尊重してください。
 - ※各専門工事業団体が作成した標準見積書及びこれの作成手順書は、国土交通省ホームページ（「建設業の社会保険未加入対策について」のページ（*）「2. 知りたいことを探す」の「4 法定福利費を内訳明示した見積書」で確認できます。
 - （*）http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html
 - ※鳥取県のホームページ（県土整備部技術企画課のページ「建設工事における適正な価格による下請契約に関する要綱について」（*））でも、より簡便な標準見積書活用に向けた県独自に作成した参考様式等を掲載しています。
 - （*）<http://www.pref.tottori.lg.jp/tekiseishitauke/>
- ◆元請業者には、社会保険等適用事業所であるにも関わらず未加入の下請業者に対する指導に努めることをお願いしています。ただし、社会保険等適用除外者（従業員が4人以下の個人事業主や一人親方）が既に国民健康保険等の適切な保険に加入している場合は、改めて社会保険等への加入を強制したり現場から排除することのないよう注意してください。
 - ※上記国土交通省ホームページ「1. お知らせ」に掲載の「建設業における社会保険への加入の徹底に係る注意点について」等をご参照ください。

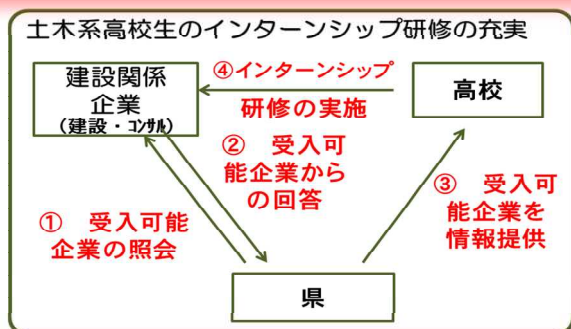
3 適正な価格による下請契約に努めてください

- ◆通常必要と認められる原価に満たない価格による契約のしわ寄せが、技能労働者の賃金水準の低下を招かないよう、別添資料や県が公表する設計書（金入り）を参考にしながら、少なくとも発注者が設計した直接工事費相当額とこれに必要な法定福利費（事業主負担分）を確保した価格以上での下請契約の締結の徹底に努めてください。

建設関係企業の担い手確保・育成の取組を応援します！

- ◆ 品確法等担い手三法の改正により、「担い手の確保・育成」が建設業者の責務として明記されています。
- ◆ 県内の建設業の年齢別就業者数は55歳以上が約42%、29歳以下が約8%となっており、若年人口の減少と団塊世代の引退により、近い将来の担い手不足が懸念され、若者や女性の就業確保と育成が重要です。
- ◆ 県では、皆様の行う担い手の確保・育成の取組について、次の6つの支援を用意しています。

インターンシップ研修受入企業支援事業



県内土木建設業への就業意欲向上のため、高校生の「実習、体験学習」や「学外実習」を受け入れた建設関係企業へ受入に伴う経費の一部を支援します。

- <支援企業予定数> 30社程度
- <補助対象者> 土木建設業者、建設コンサルタント業者
- <支援内容> 9,000円/日
- <申請期限> 研修実施の20日前まで

問い合わせ：県土総務課 0857-26-7347

(4月改正)県内
工事すべてOK!

建設業で働く女性の就労環境整備事業

(4月改正)日数
要件緩和!

事業所又は施工現場において、性別を問わず、労働者が働き続けることができる環境の整備を推進する建設関係企業に対して、環境整備に要する経費の一部を支援します。

- <補助対象者> 建設業者、交通誘導警備業者等
- <支援内容> 環境整備に要する経費の1/2(上限225千円)
- <支援対象となる主な環境整備>
 - ・施設・設備等の設置、改修等(リースを含む。)
 - 例: 事業所内の女性専用トイレや現場仮設トイレ等の設置、現場事務所の改修(間仕切り設置による更衣室確保)など
 - ・就労環境改善に向け必要とする備品等の購入(リースを含む。)
 - 例: 女性専用作業服等の購入など
- <申請期限> 2月末日まで

<留意事項>

- ① 現場環境改善の補助対象者は、県内の建設工事を受注した元請業者又は下請業者(交通誘導警備受託者を含む。)で、女性労働者を延べ20日/月以上従事させた業者です(悪天候時等の要件緩和あり)。
- ② 補助対象者は、施工現場に従事する女性労働者を雇用し、県内に事業所を有する業者です。
- ③ 社会保険等適用事業所が対象です。
- ④ 年度をまたぐ工事における環境整備については、交付申請年度内に係る経費のみが支援対象となります。
- ⑤ 支援を受けて整備した設備等の処分は、一定の制限を受けます。
- ⑥ 環境整備前に、必ず交付決定を受けてください。

問い合わせ：県土総務課 0857-26-7347

鳥取県建設業魅力発信事業

若者や女性に建設業に興味・関心を持ってもらうためのイベントを開催するなど、建設業の魅力発信や人材確保に意欲のある企業・団体の行う取組に対して経費の一部を支援します。

- <補助対象者> 建設業者、建設コンサルタント、建設業団体等
- <支援内容> 広告宣伝費、印刷製本費、委託費、会場借上げ代、参加者送迎のためのバスの借上げ料、講師謝金、人件費、資機材費等の経費の1/2(上限750千円)
- <申請期限> 事業実施の30日前まで

<取組事例>

- 出前講座等
- 若者や女性に興味・関心を持ってもらうためのイベントやシンポジウムの開催
- 新聞、PR冊子、カレンダー等による広報

問い合わせ：県土総務課 0857-26-7793

鳥取県建設工事新規入職者トレーナー事業

新規入職者の建設業への定職率の向上を図るため、建設業の施工現場への従事体験を希望する方を受け入れ、育成を図るための訓練を行う中で、この現場体験希望者の適性の判断の支援を行う受入業者に対して、必要な経費の一部を支援します。

ハローワーク求人後は、ハローワーク未経由の雇用も、補助の対象となります！

<補助対象者> 建設業者(社会保険等適用事業所が対象。)

<訓練期間> 2ヶ月を超え4ヶ月まで

<支援内容>

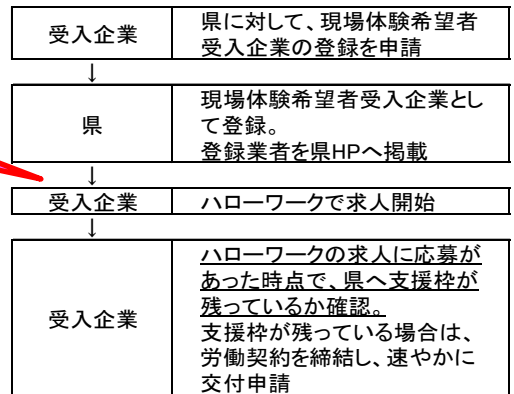
- ・ 現場体験希望者の賃金相当額 上限160千円/月/人(2ヶ月以内)
- ・ 上記に係る法定福利費事業主負担相当額 上限27千円/月/人(同上)
- ・ 訓練経費(トレーナー人件費)の一部補助 30千円/月/人

<支援対象となる新規入職者の主な要件>

- ・ 45歳未満であること
- ・ 受入業者の親族でない、また、受入業者に雇用された経験がないこと
- ・ 新卒者でないこと
- ・ 建設業に従事した経験が1年未満であること(県外移住者は問わない。)

<申請期限> 1月末日まで

～交付申請までの流れ～



注:応募があった場合は、労働契約前に、支援枠の残を確認してください。

問い合わせ: 県土総務課 0857-26-7347

鳥取県建設労働者等スキルアップ事業

事業者にも所属する建設労働者が、1級又は2級土木施工管理技士資格を取得するために民間研修を受講する際、その受講料の一部を支援します。

<H31年度交付申請期限等>

【申請期限】 H31. 6ころ

1事業者3名分まで申請可
(1人当たり毎年度1回、通算2回まで)

注:研修受講前に、必ず交付決定を受けてください。

<補助対象者> 建設業者

<支援内容>

民間企業等が実施する土木施工管理技士資格取得のための研修(通信教育、インターネット等による受講は除く。)の受講料について、研修参加者1名当たり30千円/年まで

注:旅費等受講料以外の経費は、補助対象外です。

<対象となる労働者> 年度当初時点で満40歳以下の方

問い合わせ: 県土総務課 0857-26-7793

鳥取県建設労働者スキルアップ研修フォロー事業

事業者にも所属する建設労働者が1級及び2級土木施工管理技士資格を取得するために、県が実施する研修を受講する際、その研修期間中、受講者の業務をフォローする者の人件費の一部を支援します。

<補助対象者> 建設業者

<支援内容>

1事業者当たり、研修受講者数にかかわらず、
10千円/日×研修受講日数を上限に支援

<対象となる労働者>

対象研修を受ける方が年度当初時点で満40歳以下の方

① 県が実施する対象研修は、内容、日程が決まり次第、技術企画課のホームページ等で公表します。

② 交付申請の時期についても、対象研修の日程等が決まり次第、公表します。

(4月改正)1級資格取得研修もOK!

問い合わせ(補助金交付関係) 県土総務課 0857-26-7793
(対象研修関係) 技術企画課 0857-26-7499



御活用をお待ちしています

～県ホームページ(とりネット)で補助金交付要綱等を確認できます～
<http://www.pref.tottori.lg.jp/247327.htm>

公共工事設計労務単価（主要 10 職種）変動率

鳥取県の公共工事設計労務単価は、全職種平均で平成 25 年に 11.5%、平成 26 年 2 月に 6.6%、平成 27 年 2 月に 4.1%、平成 28 年 2 月に 3.6%、平成 29 年 3 月に 3.2%、平成 30 年 3 月に 3.1%、平成 31 年 3 月に 1.4% 引き上げられ、平成 24 年度に比べ約 38.3% の上昇となりました。主要 10 職種の引き上げ率は下表のとおりです。

職 種	単 価 (円)								
	H24.4	H24.4 比 H25.4	対 H25.4 比 H26.2	対 H26.2 比 H27.2	対 H27.2 比 H28.2	対 H28.2 比 H29.3	対 H29.3 比 H30.3	対 H30.3 比 H31.3	上昇率 対 H24.4 比
特殊 作業員	13,800	10.9%	3.9%	1.3%	5.6%	0.0%	2.9%	4.0%	31.9%
普通 作業員	10,800	11.1%	4.2%	1.6%	8.7%	0.0%	2.9%	4.2%	37.0%
軽 作業員	9,500	14.7%	3.7%	0.9%	6.1%	0.0%	3.3%	4.0%	36.8%
とび工	15,000	12.0%	7.1%	5.0%	5.3%	3.0%	3.4%	0.5%	42.0%
鉄筋工	14,900	12.1%	7.2%	5.0%	5.3%	2.5%	3.0%	0.5%	40.9%
運転手 (特殊)	12,900	10.9%	3.5%	1.4%	5.3%	0.0%	3.2%	4.3%	31.8%
運転手 (一般)	11,100	10.8%	4.9%	1.6%	6.1%	0.0%	2.9%	4.2%	34.2%
型わく 工	14,600	12.3%	7.3%	5.1%	5.4%	2.6%	3.0%	0.5%	41.8%
大工	14,900	12.1%	7.2%	5.0%	5.3%	2.5%	3.0%	0.5%	40.9%
左官	14,200	12.0%	7.5%	5.3%	5.6%	2.6%	3.1%	0.5%	42.3%

【公共工事設計労務単価とは？】

- 公共工事の予定価格の算出に用いる積算用の単価で、作業員やとび工など技能労働者 51 職種について定めています。
- 各職種の通常の作業条件及び作業内容の労働（所定時間内）に対する単価で、時間外等の割増賃金や作業内容を超えた特殊な労働に対する賃金は含まれていません。
- 労務単価の内訳は次のとおりです。

労務単価 = 1. 基本給相当額 + 2. 基準内手当 + 3. 臨時の給与 + 4. 実物給与

- 基本給相当額 基本給（法定福利費本人負担分相当額を含む。）及び出来高給
- 基準内手当 家族手当、通勤手当、住宅手当、技能手当など
- 臨時の給与 賞与（ボーナス）など
- 実物給与 通勤定期や食事の支給など

注：法定福利費事業主負担分は、現場管理費に計上されています（労務単価には、法定福利費事業主負担分は含まれていません。）。

- 新しい労務単価は、労務費調査により賃金の支払い実態を把握し、その結果を基に決定します。よって、**労務単価が適切な水準に維持されるためには、末端の下請企業の技能労働者に至るまで持続可能性を確保できる水準の賃金が適切に支払われることが重要となります。**

【例】普通作業員（14,800 円/日、20 日/月勤務）の場合

月当たり 14,800(円/日)×20(日)=296,000 円となり、これは上記枠内の 1.～4. により算定した年収（3,552 千円）を 12 ヶ月で除したものに相当し、法定福利費（雇用保険、医療保険及び年金保険）の本人負担相当額（約 15%）が含まれています。

公共工事設計労務単価と法定福利費

－ 適正な金額での下請契約のために －

公共工事設計に計上されている各工種の労務費及び諸経費（現場管理費）には、法定福利費が含まれています。下請契約にあたっては、法定福利費相当額（労働者負担分及び事業主負担分）を適切に含んだ金額で締結してください。

また、労働者に法定福利費相当額を含んだ賃金を支払い、社会保険等への加入を徹底しましょう。
 なお、法定福利費相当額（労働者負担分及び事業主負担分）の算出にあたっては、下記を参考にしてください。

代表的な専門工種の労務に係る法定福利費相当額の算定例（H31.3.1時点）

■標準単価（公共工事設計標準歩掛及び労務単価による）

各工種の標準的な積算条件による単価は以下のとおり（直接工事費原価ベース）ですが、詳細な積算条件等は、公表設計書をご覧ください。

工種名	規格	単位	標準単価		
				労務費	器具及び諸雑費
鉄筋工 ※1	D10～D51	t	55,000 円 (100.0%)	53,570 円 (97.4%)	1,430 円 (2.6%)
足場工	手摺先行型 足場	掛m ²	3,233 円 (100.0%)	1,797 円 (55.6%)	1,436 円 (44.4%)
型枠工 ※2	鉄筋・無筋 構造物	m ²	6,573 円 (100.0%)	5,345 円 (81.3%)	1,228 円 (18.7%)

※1 鉄筋工の値は、鉄筋材料費を含まず、また市場単価のため、H4歩掛の構成比率から算定。

※2 型枠工の値は、施工パッケージのため、構成比から法定福利費の対象となる労務費を算定。

詳細な内訳は、下記ホームページを参照してください。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/tekiseishitauke/>

注）下請金額には、上記の標準単価の他に、運搬費、会社経費等の諸経費の計上が必要です。

■法定福利経費の算出

	①標準単価 (直接工事費原価)	②うち労務費		③事業主負担分 法定福利費 (現場管理費分に計上)
			うち労働者負担分 法定福利費	
鉄筋工	55,000 円/t	53,570 円/t	8,258 円/t	8,627 円/t
足場工	3,233 円/掛m ²	1,797 円/掛m ²	277 円/掛m ²	289 円/掛m ²
型枠工	6,573 円/m ²	5,345 円/m ²	824 円/m ²	861 円/m ²

◎労働者負担分の算定式 労務費×154.15÷1,000

◎事業主負担分の算定式 労務費×161.05÷1,000

※H31.3.1時点の率

●元請から下請事業主に支払われる部分 ⇒①(単価) + ③(事業主負担分法定福利費)

●下請事業主から下請労働者に支払われる部分 ⇒②(労務費)

※労務費に労働者負担分法定福利費を含む

鳥取県県土整備部技術企画課